

○ 特定目的会社又は受託信託会社等が保有することができる有価証券及び特定目的会社が預金をすることができる銀行その他の金融機関を指
 定する件

(平成十二年金融庁告示第四十七号)

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>附 則</p> <p>○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七條第二号に規定する特定業務を営む場合における第二号又の規定の適用については、同号又中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社」とする。</p>	<p>(新設)</p>